

大橋の架替についてお答えします



【大石田大橋の架替】

■ なぜ、大石田大橋の架替が必要なのか。

▼ 現在、最上川緊急治水対策事業を進めており、その中の引堤事業において、大石田大橋が支障となること、国土交通省指定の重要水防箇所において橋桁余裕高が不足していることから大石田大橋の架替を必要としております。

また、大石田大橋は昭和6年に供用が開始され、現在92年が経過しております。山形県が定める橋梁補修ガイドラインに基づき管理・補修を行っておりますが、ガイドラインでは平均的な橋梁の寿命は60年から90年と定められておりますので、寿命から考えても架替の必要がおります。

【維持費の軽減】

■ 大橋は将来的に町へ移管になるということだが、様々な面で費用がかかるのではないのか。

▼ 施設が老朽化すれば経費は年々増えていきませんが、交付金や補助金を活用したメンテナンスを心がけ、長寿命化に取り組んでまいります。

【その他】

■ 県道との取付道路を工夫すれば立体交差を解消できるのではないのか。

▼ 国で定める道路構造令から橋の高さと県道の高さで勾配を計算した場合、県道を交差する部分は立体交差にならない状況です。

■ 大橋の交通量を調査してみてもいいですか。調査を実施し、利用状況を把握しています。

【架替位置】

■ 架替位置はどこに考えているのか。

▼ これまでの説明会や公聴会において、左記のとおり、第1案から第4案まで提示しております。利便性、地域への影響、景観、建設費、維持費等を考慮し、第2案を選定しておりますが、代替案の人道橋を皆様からご提案いただき、現在併せて検討しています。

■ 現況位置(第3案)の架設が妥当ではないか。

▼ 現況と同等の橋梁を建設する場合、完成までには早くとも5年近く期間を要し、その間、現在の横山地区・大石田地区との交通確保、水道・光ケーブルなどのインフラの切り回し等を考慮すると、第3案の現況位置への架替は困難と考えています。

【景観への配慮】

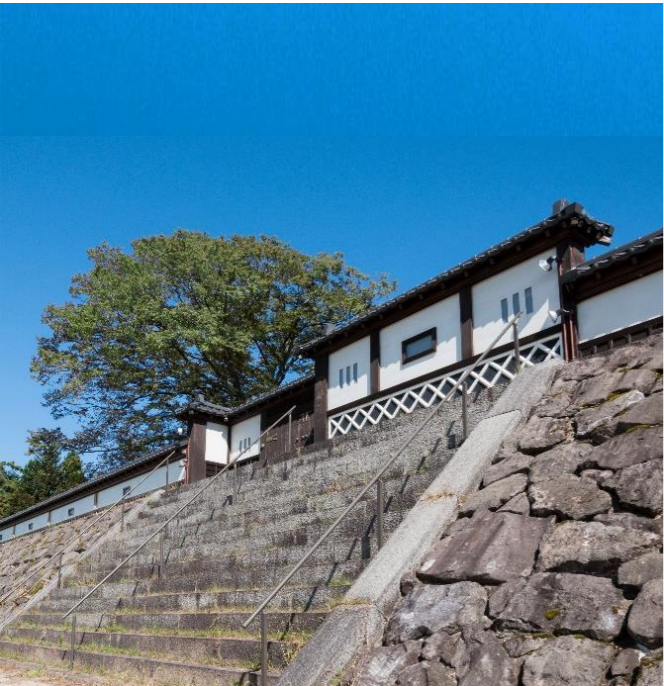
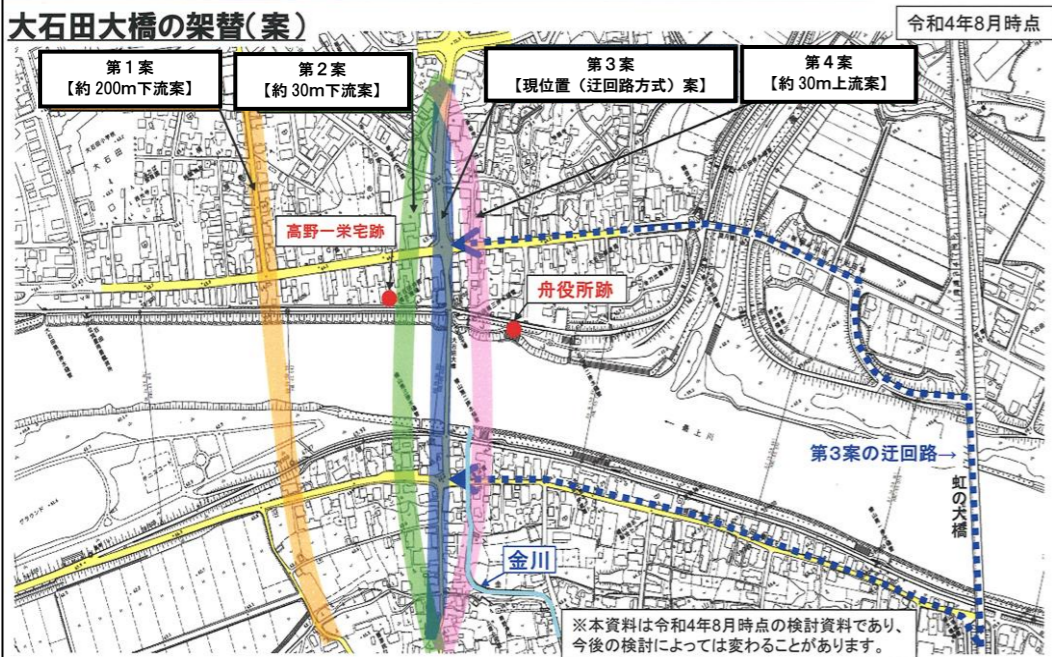
■ 現在の大橋周辺の特殊堤の景観が損なわれるが、どのように考えているのか。

▼ 現在、大橋左岸の展望スペースから大橋と特殊堤の景観を見ることが出来ます。横山側は特殊堤が撤去され展望スペースの移転が必要で、大石田側は橋梁が特殊堤の上をまたぐ形となるため、特殊堤の形状が変わることは無いと思われませんが、橋脚により見えにくい箇所が生じることも予想されます。景観を損なわない橋梁のデザインに配慮した設計を行うよう国土交通省に要望していきます。

■ 本町地区が分断されるため、高架橋にしてはどうか。

▼ 盛土から高架橋にした場合、現橋と比較してグレードアップとなるため、建設費が増え、その増額分は町負担となります。さらに、維持管理費の増大も懸念されます。

大石田大橋の架替(案)



最上川緊急治水対策事業に 関する疑問にお答えします



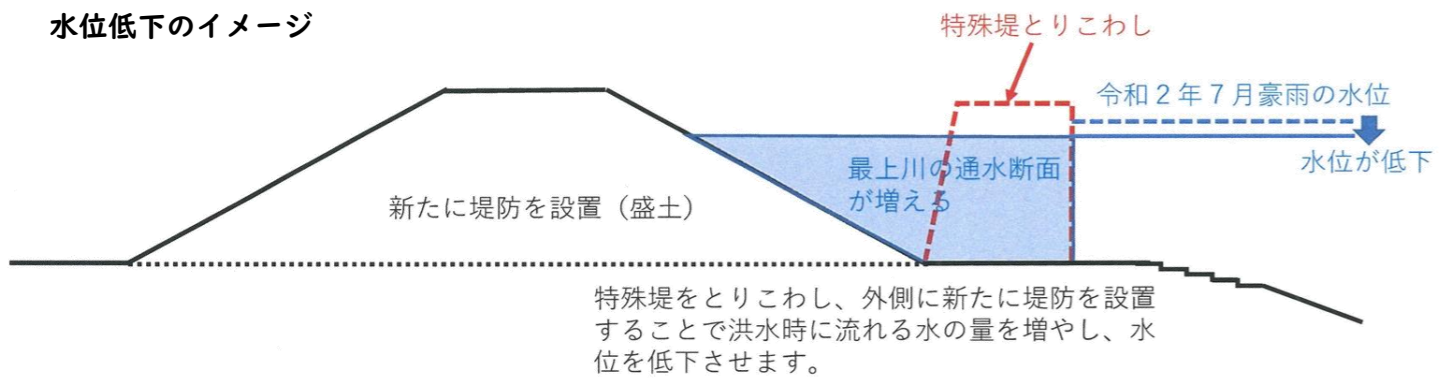
撮影：株式会社バスコ/国際航業株式会社

【水位の低下】

▼ ■ **なぜ、水位が低下するのか。**
 水が流れる断面(通水断面)を大きくすることで河川の水位は低下します。通水断面を大きくするには、堤防面を外側に引く方法、堤防を高くする方法や河道を掘削する方法があげられます。
 しかし、堤防を高くした場合、決壊した際の氾濫量が大きくなるリスクがあります。また、河道掘削を実施するには、大石田大橋の箇所は川幅が狭いため、橋の安定性に影響が出るおそれがあるため出来ず、比較的川幅の広い橋の下流側で膨大な掘削を行う必要があります。

これらを検証した結果、左岸(横山側)に設置されている特殊堤を撤去し、堤防を外側に設置することで、令和2年7月豪雨洪水と同等の流量を安全に流下させることが可能となります。

水位低下のイメージ



【定住対策】

▼ ■ **事業により、多くの家屋移転が生じるが、人口減に対する対策はどうするのか。**
 町では代替地登録制度の受付を開始しており、公共事業で移転対象になる方へ移転先の情報提供を行っています。また、町有地等も移転対象地として提供を準備しています。

【その他】

▼ ■ **大石田側の特殊堤の改修も今後必要になるのではないのか。**
 管理は国土交通省で行っていますが、毎年、調査点検を実施し、施設の修理整備を行うべくと国土交通省と確認しています。

代替地登録制度

令和5年4月から、公共事業用地取得に伴う代替地登録制度を開始しています。

◇代替地とは

公共事業に必要な土地を提供いただいた方に、その土地の代わりに提供する土地のこと。

◆登録できる土地

面積が200㎡以上の町内に所在する土地
 ※そのほか、登録には条件がございますので、詳細はお問合せください。

◇登録された土地について

- ・売買をお約束するものではありません。
- ・売買条件等は用地提供者と決めていただきます
- ・登録された土地の管理を町では行いません。

治水対策事業に関する方針説明会を行います

国土交通省新庄河川事務所にて検討を進めている「大石田・横山地区の治水対策」に関する町の方針説明会を下記のとおり開催します。
 参加を希望される方は会場にお越しください。

- **令和5年5月23日(火)** 午後7時より
- **虹のプラザ なないろホール**

【お問い合わせ先】

大石田町緊急治水対策連絡会議
 大石田町建設課
 治水・定住対策グループ
 ☎ 0237-35-2111 (内線 243・244)
 ✉ chisui@town.oishida.yamagata.jp
 〒 999-4112
 北村山郡大石田町緑町1番地

大石田町公式ホームページにも治水対策事業に関する情報を掲載しています。



【プロジェクト効果】

▼ ■ **引堤で無く、特殊堤構造とし、移転対象を減らすことはできないのか。**
 特殊堤は度重なる洪水から住民を守るため、昭和40年から14年かけて両岸に整備されました。当時、土地利用を考えてコンクリートによる特殊堤が整備されましたが、国で定める河川施設等構造令では、「土堤原則」を規定しており、一般論として、工事費用が比較的安価、材料取得及び修復が容易、劣化しにくいことがあげられます。また、コンクリートを使用しないことで施工期間を短くできることも理由のひとつとされています。

▼ ■ **プロジェクトにより、どのくらい洪水被害を軽減できるのか。**
 令和2年7月豪雨の洪水流量規模であれば、安定的に流せると国土交通省と確認しています。